

合意書（案）（企業誘致に関する市の関与等に関する合意）

本合意書は、相模原都市計画事業麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理事業（以下「本事業」という。）における企業誘致に関する相模原市（以下「市」という。）の関与等について、●●●●【地権者の氏名】（以下「地権者」という。）と市との間で、相互の認識を共有し、別紙に記載する地権者の所有する土地（以下「本件土地」という。）及び本件土地に関して本事業に基づき仮換地となるべき土地（既に仮換地の指定を受けている場合には当該仮換地）（以下「本件仮換地」という。）に関し、以下のとおり合意するものである。

（目的）

第1条 本合意書は、地権者と市との間において、本事業における企業誘致に関する手続き及び役割分担等について合意し、本件仮換地が存する街区における進出企業（以下「進出企業」という。）の選定及び本件土地に係る契約に関する調整を円滑に進めることを目的とする。

（地権者及び市の義務）

第2条 地権者及び市は、本合意書次条から第9条までに規定する事項の履行に向けて、本合意書の定めに従い、相互の果たす義務の遂行に最大限の努力を払い、それぞれ誠実に対応するものとする。

（企業選定審査委員会の設置）

第3条 市は、進出企業の募集及び選定に当たっての手続きを公平かつ適正に実施するため、本事業に係る土地所有者の代表、学識経験者及び市職員等で構成される企業選定審査委員会を設置する。

（進出企業の募集及び選定）

第4条 市は進出企業の募集を行い、企業選定審査委員会による審査等、募集要項に定める手続きを経て、市が進出企業となる事業者（以下「事業予定者」という。）を決定するものとする。

（契約の締結）

第5条 市が前条に基づき事業予定者を決定した場合には、地権者は、同条の進出企業の募集における選定時の提案金額に基づき、別紙に記載する契約形態の区分に応じて、地権者を売主、事業予定者を買主とする本件土地の売買契約（以下「土地売買契約」という。）、又は地権者を貸主、事業予定者を借主とする本件土地の賃貸借契約（以下「土地賃貸借契約」といい、土地売買契約と総称して「土地売買契約等」という。）を締結するものとする。

（市の調整業務）

第6条 市は、地権者と事業予定者との土地売買契約等の締結に向けて必要であると市が合理的に判断した手続き及び調整については、これを行うものとする。

（個人情報の提供）

第7条 市は、土地売買契約等の締結のために用いることを目的として、地権者の氏名、住所その他の当該土地売買契約等の締結のために必要となる地権者の個人情報（以下「本件個人情報」という。）を、事業予定者の求めに応じて提供する。

2 市は事業予定者をして、土地売買契約等の締結以外の目的で本件個人情報を使用させず、事前に地権者の承諾を得ることなく本件個人情報を第三者（ただし、土地売買契約等に関する不動産仲介会社や司法書士は除く。）に提供させないことを本合意書をもって約する。また、地権者は、本合意書をもって本条に基づく本件個人情報の提供に同意するものとする。

（権利承継）

第8条 本件土地について地権者以外の者への権利承継が生じた場合、地権者は、当該権利承継を受け継ぎ承継者をして本合意書の債務を承継させるものとする。

2 地権者の相続による場合を除き、地権者は本件土地について権利承継を行う場合には、事前に市に書面にて報告を行い、市の承認を得ることとする。

3 地権者について相続があった場合、当該相続人は、遅滞なく本件土地及び本合意書の承継をした旨、市に届け出るものとする。ただし、相模原都市計画事業麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理事業の施行に係る基準地積の決定及び権利の異動の届出等に関する規則（平成26年相模原市規則第88号）第8条第1項に規定する相続届を提出した場合は、本項の届出があったものとする。

（土地賃貸借契約の内容）

第9条 第5条に基づき締結する土地賃貸借契約は、借地借家法第23条（平成3年法律第90号）に定められる事業用定期借地権設定契約として締結するものとし、当該契約の設定要件を満たす内容とする。ただし、土地賃貸借契約の契約条件のうち土地賃貸借契約の契約期間については、募集要項に基づき市が決定するものとする。

（秘密の保持）

第10条 地権者及び市は、本合意書に規定する事項の履行に当たり知り得た相手方及び事業予定者の秘密を、事前に相手方及び事業予定者の承諾を得ることなく第三者に開示してはならず、また、本合意書に規定する事項の履行以外の目的に使用してはならない。ただし、裁判所により開示が命ぜられた場合並びに法律、政令、規則及び条例上の要請により開示する場合は、この限りではない。

（有効期間）

第11条 本合意書の有効期間は、本合意書の締結時から地権者が第5条に基づき土地売買契約等を締結した時点までとする。ただし、第7条及び前条の規定は、本条に定める有効期間終了後もその効力を有するものとする。

（協議事項）

第12条 本合意書に定めのない事項又は本合意書の解釈に疑義が生じた場合は、地権者と市が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

(裁判管轄)

第13条 本合意書に関する紛争については、横浜地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本合意の締結を証するため、本書2通を作成し、市及び地権者が記名押印をして各自その1通を保有する。

令和〇年〇月〇日

市

住所：相模原市中央区中央2丁目11番15号

名称：相模原市

代表 相模原市長 本村 賢太郎 ※印

地権者

住所：〇〇〇〇〇〇〇〇

名称：〇〇〇〇〇〇〇〇 (氏名) ※印

様

別紙（物件明細書）

本件土地			本件仮換地				
町丁目 地番	地目	地積(m ²)	街区番号	画地番号	地積(m ²)	契約形態の 区分	備考

※この表中に記載された内容は、本合意書の締結後に、本件土地に係る仮換地の指定(再指定を含む。)が通知された場合には、当該通知に記載された内容に読み替えるものとします。

※備考欄に「共有」が表示されている仮換地については、共有持分に応じた権利割合となります。